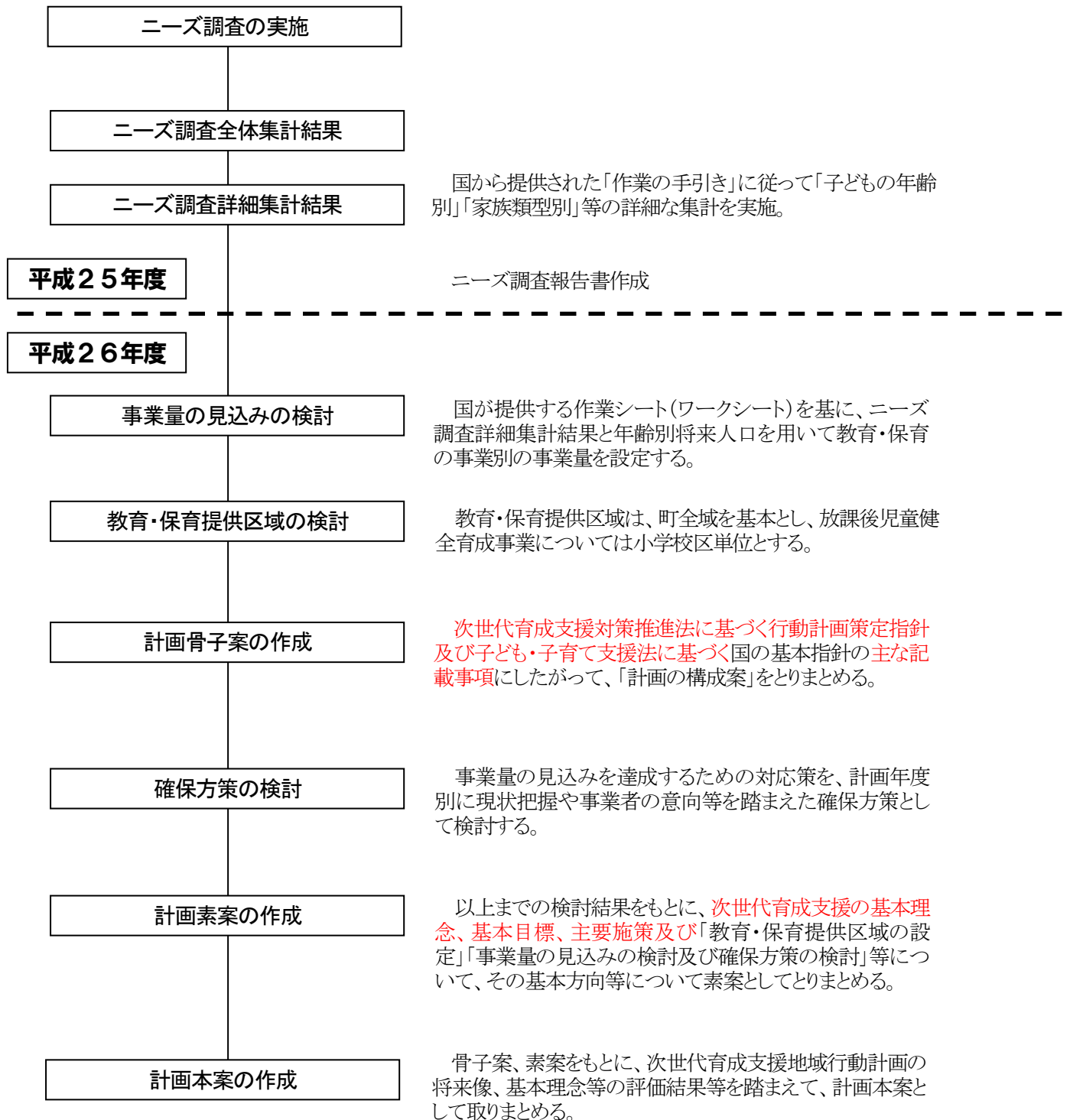


■ 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画骨子案について ■

1. 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画作成のための前年度と今年度の作業手順

前年度と今年度の主要作業の手順及び内容は以下の通りです。



## 2. 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画骨子案について

本計画は、平成26年度末で計画期間が終了する「次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を引き継ぐ計画として位置づけ、本町の子ども・子育て支援施策を幅広く記載するものと考えています。

計画目次構成案	概要
<b>第Ⅰ部 序論</b>	<b>1. 計画策定の趣旨</b> ・子育てを取り巻く背景、計画策定の趣旨、法的根拠 <b>2. 計画の概要</b> ・計画期間・計画の対象、計画の位置づけ、策定体制 <b>3. 那珂川町の子ども・子育てを取り巻く状況</b> ・人口・世帯数等の動向、教育保育施設の状況、地域子ども・子育て支援事業の状況、ニーズ調査結果の概要 <b>4. 那珂川町次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の総括</b> ・上記「3. 那珂川町の子ども・子育てを取り巻く状況」における現状と課題、次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の評価等を踏まえた現計画の総括 <b>5. 那珂川町の子ども・子育て支援施策の課題</b> ・教育・保育施設、地域における子ども・子育て支援、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組、安全・安心な子育て環境、青少年の健全育成の課題のとりまとめ
<b>第Ⅱ部 第2次次世代育成支援地域行動計画の基本的考え方</b>	<b>1. 基本理念</b> ・国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」の基本理念等、さらには「保育の量的拡大・確保」「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」の新制度の3つの狙いを踏まえて基本理念を設定 <b>2. 基本目標</b> ・本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標を設定 <b>3. 施策の体系及び展開</b> ・本計画の施策の体系を設定 <b>4. 家庭・地域・事業者・行政の役割</b> ・本計画を推進するにあたっての家庭・地域・事業者・行政の役割を設定 <b>5. 主要施策の方向</b> ・本計画の主要施策の内容を設定
<b>第Ⅲ部 那珂川町子ども・子育て支援事業計画</b>	<b>1. 教育・保育提供区域の設定</b> ・町全域を基本として教育・保育提供区域の設定 <b>2. 教育・保育の提供体制の確保</b> ・教育・保育施設の需要量と確保方策及び一体的提供の推進、教育・保育の質の向上、産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 <b>3. 地域子ども・子育て支援事業の充実</b> ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期 <b>4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実</b> ・児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実 <b>5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進</b> ・仕事と生活の調和の実現、事業主の取組、意識啓発の推進 <b>6. 計画の推進体制</b> ・関係機関等との連携、計画の達成状況の点検・評価

## 【計画の内容】

### 第 I 部 序論

#### 1 計画策定の趣旨 背景、趣旨、法的根拠

- 我が国における少子化対策の経緯と子ども・子育て関連3法について記載
- 那珂川町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画づくり
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策地域行動計画を見直すとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定
- 策定義務が任意化された次世代育成支援対策推進法に定める「第2次次世代育成支援地域行動計画」は、子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定
- 那珂川町総合計画を上位計画として、関連する個別計画と整合を図りながら策定

#### 2 計画の概要 計画の期間、計画の対象、計画の位置づけ、策定体制

- 計画期間を記載(平成27年度から平成36年度までの10か年)前期・後期各5年
- 那珂川町子育て支援推進協議会で審議いただき、策定することを記載
- 住民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施したことを記載

#### 3 那珂川町の子ども・子育てを取り巻く状況 人口世帯数等、ニーズ調査

- 基礎データの整理と本町の子育て環境の現状を記載
- ニーズ調査の概要を記載

#### 4 那珂川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の総括

- 『那珂川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）』を振り返って、計画に掲げた3つの基本目標に沿って設定した施策と目標事業量の進捗状況の総括
- 現行計画の進捗状況を点検・評価し、那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画策定に向けての施策の見直し点、課題等の整理

## 5 那珂川町の子ども・子育て支援施策の課題

- 子ども・子育て家庭を取り巻く状況、仕事と子育ての両立、待機児童問題、子ども・青少年の養育環境の状況、障害児の増加と必要な支援の充実等に関する現状と課題のとりまとめ

## 第Ⅱ部 那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画の基本的考え方

### 1 基本理念

#### 【子ども子育て支援法に基づく基本指針】第一「子ども・子育て支援の意義に関する事項」

##### 子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること
- 全ての子どもが、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である  
一人ひとりの個性が活かされることの重要性

##### 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

##### 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- 社会のあらゆる分野における構成員が全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること



#### 【現那珂川町次世代育成支援地域行動計画における基本理念】

親・子・地域がともに育つ那珂川町を目指して

見直し



#### 【那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の基本理念の検討】

- 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の基本理念を設定

## 2 基本目標 基本理念の実現に向けて基本目標を設定

### 【現那珂川町次世代育成支援地域行動計画における基本目標】

#### 基本目標1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

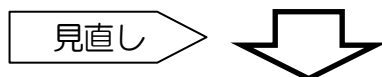
- 安心して子どもを産み、いきいきと楽しく子育てができるように、親子の健康づくりをはじめ、子育て不安を解消する仕組みづくりや、子育て家庭の生活基盤を支える仕組みづくりを進めます。

#### 基本目標2 子どもがのびのびと育つための体制づくり

- すべての子どもたちがのびのびと育つための体制をつくるために、子どもの人権を守り、人権を大切に育てる子どもを育てる教育を推進します。また、すべての子どもたちがそれぞれの個性に応じて健やかに成長できるように、子どもの個性と可能性を伸ばすための教育の推進や、地域で様々な体験ができるまちづくりを目指します。

#### 基本目標3 子育て家庭を支えるための地域づくりの推進

- 次世代を担う子どもたちを社会全体で育てていくという考え方のもと、子育てにおける男女共同参画の推進をはじめ、子育てと仕事の両立のための支援や地域における子育て支援意識の醸成と高揚を図ります。



### 【那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の基本目標の検討】

- 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の基本目標を設定

### 3 施策の体系

#### 【現那珂川町次世代育成支援地域行動計画における施策の体系】

基本目標

基本施策

施策目標



見直し



#### 【那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の施策の体系の検討】

- 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の施策の体系を設定

## 4 家庭・地域・事業者・行政の役割

【那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画における家庭・地域・学校・事業者・行政の役割の検討】

- 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画における家庭・地域・学校・事業者・行政の役割の内容を設定

## 5 主要施策の方向 主要施策の内容を設定

【現那珂川町次世代育成支援地域行動計画における主要施策の内容の見直し、検討】

- 那珂川町第2次次世代育成支援地域行動計画の主要施策の内容を設定

# 第Ⅲ部 那珂川町子ども・子育て支援事業計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

必須記載事項

## 1 教育・保育提供区域の設定

### (1) 区域設定の考え方

- 区域設定については、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」その他の条件を総合的に勘案して、町全域、日常生活圏域、小学校区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定

### (2) 区域設定

- 上記の考え方を踏まえ、町全域を基本として、現状やニーズ調査結果等を分析し検討する。
- 放課後児童健全育成事業は、小学校区を基本単位とする。

## 2 教育・保育の提供体制の確保

### 必須記載事項

#### (1) 幼児期の教育・保育施設の需要量の見込み

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定

### 必須記載事項

#### (1') 提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 認定区分ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

### 必須記載事項

#### (2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進 (3) 質の向上

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策（幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること）（人材の確保の方策検討）
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

### 任意記載事項

#### (4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対しての情報提供、計画的な教育・保育施設及び地域型保育事業の整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要。



**必須記載事項**

**3 地域子ども・子育て支援事業の充実**

**(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み**

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定

**(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期**

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

**任意記載事項**

**4 専門的な支援を要する子どもや家庭の支援の充実**

- 都道府県が行う施策との関連に関する事項及び本町の実情に応じた施策を記載
  - ・ 児童虐待防止対策の充実
    - ・ 児童虐待防止対策の充実
    - ・ 相談体制づくりや関係機関との連携
    - ・ 発生予防、早期発見、早期対応等
    - ・ 社会的養護施策との連携
  - ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・ 障害児の施策の充実

## 5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

### 仕事と生活の調和の実現、事業主の取組、意識啓発の推進

- 都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
  - ― 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
- ・好事例の情報収集・提供等
- ・企業における研修の実施等
- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
- ・優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

## 6 計画の推進体制

### 関係機関との連携、計画の達成状況の点検・評価

- 計画の推進主体、計画の進行管理について記載
- 那珂川町子育て支援推進協議会で毎年度点検と評価を行い、その結果、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合は中間年（平成 29 年度）を目途に見直しを行う旨を記載